

I. 平成 19 年度 事業報告

平成 19 年 4 月 1 日から
平成 20 年 3 月 31 日まで

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

① 経営環境

平成 19 年度のわが国経済は、上半期は好調な企業業績を背景に設備投資が底堅さを維持するなかで、輸出が引き続き増加したことなどにより緩やかに拡大しましたが、下半期はサブプライムローン（米国の信用力の低い個人向け住宅融資）問題の表面化による世界的な金融不安や原油価格の高騰などにより、景気の不透明感が増す展開となりました。

長期金利は、6 月から 7 月にかけて日本銀行による追加利上げ観測の高まりなどから 2.0% に迫る展開となりましたが、夏場以降は米連邦準備理事会が利下げに転じたことなどにより低下基調を強め、1.2% 台で年度を終えました。ドル円相場は、年度始から円安傾向で推移し 6 月には一時 124 円台に達しましたが、その後米国市場の動揺を受けてドル軟調の展開となり、3 月には一時 98 円を割り込む水準まで円高が進行しました。国内株式は、好調な企業業績への期待に加えて為替が円安基調で推移したことなどから、7 月にかけて順調に推移し 18,000 円台まで上昇しましたが、その後世界的な株価下落の影響や円高の進行を受けて下落し、3 月には一時 12,000 円を割り込む展開となりました。

このような経済情勢のもとにあって、生命保険市場においては、平成 19 年 10 月の郵政民営化によるかんぽ生命の誕生や同年 12 月の銀行窓販の全面解禁など、チャンネル間の競争がさらに激化する状況となりました。また、生命保険会社各社は平成 19 年 2 月の金融庁からの「保険金等の支払状況に係る実態把握について」の報告徴求命令に基づき、平成 13 年度から平成 17 年度までに保険金・給付金の追加的なお支払が必要であった事案等について点検を行い、その結果を公表しました。

② 事業の経過

前述の金融庁からの報告徴求命令に基づく点検について、当社は平成 19 年 9 月末をもって追加的なお支払いが必要となる事案等を特定する調査を終了し、23,175 件、約 57 億円のお支払漏れ・ご案内漏れが発生したことを公表するとともに、該当のお客様への諸対応を行いました。

当社は、このような事態が発生したことを深く反省し、調査結果を真摯に受け止めるとともに、商品開発や募集・引受け等も含めた保険金等支払に関するあらゆる面の整備・強化について、経営の喫緊の重要課題として全社をあげて取り組みました。

主な取組みとしては、4 月には、社長を委員長とする「契約業務改革委員会」を社内に設置

し、再発防止策の策定や商品開発態勢の見直し等について検討を行うとともに、社外の専門家を交えた「支払審査審議会」をその傘下に設け、よりよい支払管理態勢を構築するための検討を行うなど、保険金等支払に関する経営管理態勢の強化を図りました。

10月には、お客様に保障内容をご理解いただくための仕組みづくりとして、ご契約の募集時に使用する「ご提案書（契約概要）」について記載内容の充実を図りました。

3月には、お客様からのご請求申し出時のご案内漏れ防止に向けた取組みを強化するため、保険金・給付金のご請求時にお客様に総合的なご案内が可能となる「保険金・給付金総合案内システム」を構築しました。また、お支払漏れ・ご請求漏れを根絶する査定体制を構築するために、査定時のきめ細かいシステムサポートを実現する「支払査定サポートシステム」およびご請求の受付からお支払いまでの進捗状況を管理する「支払案件管理システム」を構築しました。

また、過去に発生した事務ミスの発見にとどまらず、将来発生しうるミスを発見しお客様にご迷惑をかけることを未然に防止することを目的として、平成18年2月から平成19年11月にかけて事務・システムに関する総点検を実施しました。

一方、「お客様一人ひとりに信頼され選ばれる生命保険会社」を目指し、2年目を迎えた中期経営計画「ライジングA」については、引き続き、お客様満足の向上に向けた諸施策や、収益力・健全性の向上に向けた取組みを展開しました。また、当社は、平成20年3月に創業120周年を迎え、「お客様への感謝」を基本コンセプトとする創業120周年記念事業を展開しました。

さらに、「活力ある人材の育成と能力発揮」を図るため、「朝日生命ポジティブ・アクション」の展開を通じて女性職員のさらなる活躍推進に取り組みました。

なお、2月には、米国の経済・金融市場動向の調査拠点として、米国ニューヨーク州に駐在員事務所を再開しました。

【お客様サービス】

「お客様満足度向上委員会」において策定したお客様満足の向上に向けた様々な具体策について、順次実行しました。

具体的な取組みとして、4月には、保険王の「ご契約のしおり（定款・約款）」を単色刷りから二色刷りとし、より見やすいものとするための改訂を行いました。また、お客様の利便性向上のため、大手町本社ならびに横浜・名古屋・大阪の各統括支社のお客様窓口の営業時間を延長しました。さらに、当社ホームページの機能拡充に向けて、お客様ご自身のご契約内容をご覧いただける「ご契約内容照会サービス」を4月に開始し、6月には、保険王シリーズを対象として、お客様が生年月日・性別を入力すると、年齢に応じた「お勧めのプランと保険料」が表示される「保険料試算サービス」を開始しました。

10月には、「保険王」へのご加入をお勧めする際の「ご提案書（契約概要）」を、従来以上に保障内容がわかりやすく、かつご請求漏れに関する注意喚起も図れるものに全面改訂しました。また、10月から11月にかけて全てのご契約者に送付する総合通知「インフォメールあさひ」についても、契約冊子の文字ポイントの拡大、色刷り化および保険用語の解説ページを新設するなど、より見やすく、わかりやすいものに改訂しました。

また、1月より、従来の「保険王レポート」をお届けするサービスに加えて、担当営業職員がご契約者に対して、ご契約内容や入院歴等を確認させていただき活動を開始しました。

【商品開発】

4月には、ご家族のための保障が最も必要な年代の「手頃かつ合理的な保険料で死亡保障を準備したい」というニーズにしっかりお応えできるように、万一の場合に、あらかじめ定めた年齢まで定額の年金が支払われる「新長期生活保障保険」を発売し、「保険王」における保障内容の一層の充実を図りました。また、死亡保障を抑え、医療保障に重点を置いた「保険王メディカル」を発売し、死亡保障よりも医療保障を優先して準備したいという若年男性層、女性層のニーズにお応えできるようにしました。

10月には、商品内容等に関するお客様の理解促進に向けて、保障内容が類似する特約や販売件数が少ない特約等の整理・統合を行い、商品ラインナップの簡明化を図りました。具体的には、通院保障を一本化するとともに、長期入院特約、ファミリー定期特約、新医療保険の家族特則および災害・入院関係特約の家族型の新契約販売を停止しました。

【資産運用】

国内公社債などの円金利資産を中心に、運用リスクの許容範囲内で国内株式・外国証券などにも投資するバランス型ポートフォリオにより、運用リスクを分散しつつ収益の向上を図りました。

各資産の運用状況は、国内債券については残高を維持しましたが、生命保険契約の負債特性にあわせて残存期間を長期化するための入替え売買を行いました。貸付金については、企業向け貸付は残高が増加しましたが、個人向け貸付や約款貸付が減少したため、貸付金全体の残高は減少しました。国内株式については、株式相場の変動に対応して保有株式の一部を売却したことなどにより、簿価残高が減少しました。外国証券については、為替や金利等の市場動向を捉えて外貨建債券の入替え売買を行いました。また、ドル円相場の円高ドル安進行に対応して、期中に保有外債の一部に為替ヘッジを行いました。不動産については、売却等により残高が減少しました。

③ 事業の成果

平成19年度の事業の成果は以下のとおりとなりました。

【契約概況】

個人保険・個人年金保険について、年換算保険料の合計では、新契約高（転換純増含む）が349億円（対前年度比88.8%）となり、解約・失効高が282億円（同100.4%）となったことなどから、年度末保有契約高は6,179億円（同97.8%）となりました。また、個人保険・個人年金保険のうち、第三分野においては、年度末保有契約高は1,571億円（同104.2%）となりました。

[年換算保険料ベースの業績]

		平成 19 年度	前年度比	平成 18 年度
個人保険・ 個人年金保険	新 契 約 高	349 億円	88.8%	394 億円
	減 少 契 約 高	487 億円	97.5%	500 億円
	うち解約・失効高	282 億円	100.4%	281 億円
	年度末保有契約高	6,179 億円	97.8%	6,317 億円
うち第三分野	新 契 約 高	178 億円	89.6%	198 億円
	減 少 契 約 高	114 億円	108.6%	105 億円
	うち解約・失効高	90 億円	111.1%	81 億円
	年度末保有契約高	1,571 億円	104.2%	1,508 億円

注1. 年換算保険料とは、保険料の払込方法に応じ、年払は1倍、半年払は2倍、月払は12倍、一時払は保険期間で除するなどして、1年あたりの保険料に換算した金額です。

2. 第三分野では、医療・介護等を保障する主契約および特約を計上しています。

一方、個人保険・個人年金保険の保険金額の合計では、新契約高（転換純増含む）が8,532億円（対前年度比99.6%）となり、解約・失効高が2兆9,531億円（同91.4%）となったことなどから、年度末保有契約高は43兆7,903億円（同91.8%）となりました。

団体保険は、年度末保有契約高が2兆9,749億円（同97.3%）となりました。

団体年金保険は、前年度に引き続き事業の撤退を進め、年度末保有契約高が868億円（同88.8%）となりました。

[収支概況]

経常収益は、8,501億円（対前年度比94.8%）となりました。このうち、保険料等収入は、5,554億円（同92.5%）となりました。また、資産運用収益は、有価証券売却益が減少したことなどから、1,837億円（同98.0%）となり、その他経常収益は、責任準備金戻入額が増加したことから、1,109億円（同101.6%）となりました。

経常費用は、8,124億円（同99.1%）となりました。このうち、保険金等支払金は、保険金やその他返戻金が減少したことなどから、5,707億円（同94.1%）となりました。資産運用費用は、有価証券売却損、有価証券評価損が増加したことなどから、706億円（同228.0%）となりました。事業費は、3億円減少して1,174億円（同99.7%）となりました。

この結果、経常利益は前年度より392億円減少して、376億円となりました。

特別利益は固定資産等処分益が増加したことなどから、237億円（同758.9%）となりました。特別損失は、減損損失が減少したことなどから、82億円（同51.6%）となりました。法人税等調整額は、172億円（同92.4%）となりました。

以上の結果、当期純剰余は前年度より94億円減少して356億円となりました。

生命保険本業の期間収益を示す指標の一つである基礎利益は、432億円（対前年度差△47億円）となりました。

[資産および負債・純資産の概況]

年度末総資産は5兆9,844億円（対前年度比94.9%）となり、このうち有価証券は3兆8,931億円（総資産に占める割合65.1%）、貸付金は1兆1,511億円（同19.2%）、有形固定資産は5,220億円（同8.7%）となりました。

負債の合計は、5兆7,021億円(対前年度比97.7%)となり、このうち責任準備金は5兆3,209億円(同98.5%)となりました。

純資産の合計は、2,822億円(同60.3%)となり、このうち基金等合計は3,597億円、評価・換算差額等合計は其他有価証券評価差額金が1,788億円減少したため、△775億円となりました。

なお、株価下落を主因として有価証券の含み損益が悪化したことから、保険会社の健全性を示す行政監督上の指標であるソルベンシー・マージン比率は674.1%(対前年度差△157.7%)、実質純資産額は4,728億円(同△2,106億円)となりました。

④ 会社に対処すべき課題

保険金等の支払いに関する問題から、生命保険事業そのものに対するお客様や社会からの信頼が揺らぎかねない状況となっており、保険金等支払管理態勢に関する整備・強化につきましては、引き続き経営の重要課題として取り組んでまいります。

一方、生命保険業界をとりまく環境は、少子高齢化、郵政民営化、新規に参入する生命保険会社の増加などを背景に、価格・商品・サービス面における競争が一段と激化しております。

こうした状況のなか、平成20年度は中期経営計画「ライジングA」の総仕上げに向け、「お客様満足の向上」「収益力の向上」「健全性の向上」および「経営基盤の強化」に引き続き取り組んでまいります。

お客様サービス面においては、当社のコアチャネルである営業職員チャネルを、真にお客様のご意向にお応えする「オーナーエージェント」へと高度化するべく、生保営業の一層の質の向上に取り組んでまいります。

また、貯蓄・年金市場などのマーケットに対する取り組み強化や新たな販売ネットワークの構築により、様々なお客様のニーズにお応えしてまいります。

資産運用面においては、円金利資産を中心とした資金の効率運用を通じて、ポートフォリオの健全性および収益性のさらなる向上を図るとともに、資産運用リスク管理態勢の一層の強化に努めてまいります。

経営基盤の強化においては、活力ある人材の育成と能力発揮およびマネジメント力の強化による業務遂行能力の向上を図ってまいります。

また、情報資産管理を含めたコンプライアンスの企業文化としての定着化、リスク管理の強化および財務報告の信頼性を確保する体制の整備など、内部統制システムの高度化を図ってまいります。

今後とも、お客様満足を最優先とする経営を実践し、当社の経営の基本理念である「まごころの奉仕」に徹して社会の負託にこたえてまいり所存であります。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
年度末契約高	個人保険	524,987	482,440	440,560	402,313
	個人年金保険	39,612	37,722	36,651	35,589
	団体保険	18,242	22,623	30,575	29,749
	団体年金保険	1,347	1,240	978	868
	その他の保険	1,559	1,400	1,372	1,342
		億円	億円	億円	億円
保険料等収入		625,843	623,816	600,270	555,422
資産運用収益		195,896	219,089	187,520	183,716
保険金等支払金		695,624	657,574	606,666	570,744
経常利益		45,451	80,225	76,939	37,683
当期純剰余		31,131	42,819	45,126	35,649
社員配当準備金繰入額		2,123	2,626	4,957	4,167
総資産		6,334,808	6,337,787	6,304,009	5,984,429
		百万円	百万円	百万円	百万円

注. 個人保険および個人年金保険について、年換算保険料では年度末保有契約高の推移は次のとおりです。

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
個人保険	5,379	5,210	5,050	4,867
個人年金保険	1,224	1,213	1,266	1,312
	億円	億円	億円	億円

(3) 支社等および代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当 期 増 減
統 括 支 社	7	7	0
支 社	51	51	0
営 業 所	723	739	16
海 外 駐 在 員 事 務 所	0	1	1
計	781	798	17
代 理 店	263	240	△23
計	1,044	1,038	△6
	店	店	店

(4) 使用人の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
	名	名	名	歳	年	千円
内 務 職 員	3,829	3,891	62	42	20	458
（ 男 子 ）	(2,419)	(2,408)	(△11)	(43)	(20)	(572)
（ 女 子 ）	(1,410)	(1,483)	(73)	(41)	(20)	(272)
営 業 職 員	14,130	14,282	152	47		

注1. 平均給与月額は、平成20年3月の税込基準給与月額で示しております。

2. 営業職員数には、募集代理店およびその使用人の数は含んでおりません。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	35,000
株式会社みずほコーポレート銀行	24,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	24,000
中央三井信託銀行株式会社	20,000
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,000
株式会社京葉銀行	1,000

注. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金です。

(6) 資金調達状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

設備投資の総額	当該事業年度に実施した設備投資の総額は 24,214 百万円で、その主なものは次のとおりであります。 土地・建物 11,820 百万円 ソフトウェア 11,230 百万円
---------	---

注. 設備投資の総額は、有形固定資産および無形固定資産の当期増加額の合計です。

ロ. 重要な設備の新設等

内 容
新宿センタービル(当社持分)の売却

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
(株)インフォテックノ朝日	東京都多摩市	ソフトウェアの開発	昭 58. 4. 1	百万円 50	% 100.0
朝日ライフアセットマネジメント(株)	東京都杉並区	投資顧問 投資信託委託	昭 60. 7. 6	3,000	100.0
朝日生命カードサービス(株)	東京都多摩市	クレジットカード	昭 63. 8. 22	50	40.0 (95.0)
朝日生命キャピタル(株)	東京都杉並区	有価証券投資	平 2. 11. 20	400	100.0
朝日エヌベスト投資顧問(株)	東京都杉並区	投資顧問	平 11. 6. 9	50	0 (51.0)

注. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の () の数字は、間接出資に係る議決権を含めた割合です。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

平成 19 年 5 月 25 日の取締役会決議にもとづき、平成 24 年 3 月に償還期限を迎える基金 1,500 億円のうち 300 億円を平成 19 年 8 月 1 日に期限前償還しました。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他	
藤田 讓	代表取締役社長	株式会社A D E K A 横浜ゴム株式会社 日本ゼオン株式会社 富士急行株式会社 古河電気工業株式会社 日本通運株式会社 富士電機ホールディングス株式会社 日本軽金属株式会社	監査役 監査役 監査役 取締役 監査役 監査役 監査役 監査役	
穴井二三徳	代表取締役専務執行役員 リスク管理統括部門長兼検査統括部門長	株式会社白洋舎 古河機械金属株式会社	取締役 監査役	
三枝 稔	取締役専務執行役員 ソサイエティ&カスタマーコミュニケーション統括部門長			
佐藤 美樹	取締役常務執行役員 経営企画統括部門長	日本ビ [®] ストリング [®] 株式会社	監査役	
種邑 満	取締役常務執行役員 事務・システム統括部門長	ラサ工業株式会社	監査役	
横山 誠	取締役常務執行役員 法人営業統括部門長	関東電化工業株式会社	監査役	
井上 義久	取締役常務執行役員 資産運用統括部門長	株式会社東京ドーム	取締役	
隅田 正彦	取締役常務執行役員 総務人事統括部門長	センチュリー・リーシング・システム株式会社	監査役	
豊田 元則	取締役常務執行役員 営業総局長			
杉田 力之	取締役(社外役員)	みずほフィナンシャルグループ [®]	名誉顧問	平成20年3月30日死亡により退任
坂東眞理子	取締役(社外役員)	学校法人昭和女子大学	学長	
岡部 正彦	取締役(社外役員)	日本通運株式会社	代表取締役会長	

五十嵐浩之	監査役（常勤）	関東電化工業株式会社	取締役	平成19年7月3日辞任 （平成19年6月27日付で当社非常勤監査役となり、平成19年6月28日付で関東電化工業株式会社の取締役に就任）
仁科 廣幹	監査役（常勤）	第一工業製薬株式会社	取締役	
石井 晃	監査役（常勤）			
古河潤之助	監査役（社外役員）	古河電気工業株式会社	相談役	
町田 幸雄	監査役（社外役員）	弁護士		
丹羽宇一郎	監査役（社外役員）	伊藤忠商事株式会社	取締役会長	

注. 取締役兼務者を除く各執行役員は次のとおりです。

氏 名	地位および担当	その他
川床 憲一	常務執行役員 新都心統括支社長	
牧野 誠二	常務執行役員 横浜統括支社長	
高橋 忠夫	常務執行役員 東京統括支社長	
両角庄太郎	常務執行役員 東京東統括支社長	
山肩 正樹	常務執行役員 大阪統括支社長	
石井 仁	執行役員 名古屋統括支社長	
大橋 宏之	執行役員 財務・不動産統括部門長	
初瀬 良治	執行役員 東京西統括支社長	
森 信人	執行役員 営業企画統括部門長	
本間 義昭	執行役員 経営企画統括部門 企画担当副統括部門長	

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	報酬等	総代会で定められた報酬限度額
取締役	百万円 274	百万円 年額 650
監査役	67	年額 120
計	341	年額 770

注1. 上記の報酬等の額には、平成19年7月3日に退任した取締役1名、監査役2名ならびに平成20年3月30日に死亡退任した取締役1名の報酬が含まれております。

2. 上記のほか平成18年7月4日の定時総代会決議に基づき、平成20年3月31日までに退任した取締役および監査役に対し平成19年度に役員退任慰労金を次のとおり支給しております。

取締役2名に対して総額52百万円

監査役2名に対して総額40百万円

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

区 分	氏 名	兼任先会社名	兼任の内容
社外 取締役	杉田 力之	第一三共株式会社	社外取締役
	坂東真理子	アサヒビール株式会社	社外取締役
	岡部 正彦	日本通運株式会社	代表取締役会長
		日本興亜損害保険株式会社	社外取締役
社外 監査役	古河潤之助	古河機械金属株式会社	社外取締役
		横浜ゴム株式会社	社外監査役
		株式会社インターネットイニシアティブ	社外取締役
	町田 幸雄	三井化学株式会社	社外取締役
	丹羽宇一郎	日本ガイシ株式会社	社外取締役
		JFEホールディングス株式会社	社外取締役

注. 社外取締役岡部正彦氏は、日本通運株式会社の代表取締役会長であり、当社は同社に対して資金の貸付を行っており、また基金の拠出を受けております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
杉田 力之 (取締役)	7年9カ月 (平成12年7月就任)	取締役会16回開催 うち11回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、主にお客様の信頼の維持・向上のための取組みについて発言を行っております。 杉田力之氏は、脚注記載の「案件」に関与しておらず、「案件」判明後には、再発防止に関する提言を行うなどその職責を果たしております。
坂東眞理子 (取締役)	3年9カ月 (平成16年7月就任)	取締役会16回開催 うち12回出席	これまでの職務経験を踏まえ、主に女性の活用を含めた当社の人材活用や営業戦略について発言を行っております。 坂東眞理子氏は、脚注記載の「案件」に関与しておらず、「案件」判明後には、再発防止に関する提言を行うなどその職責を果たしております。
岡部 正彦 (取締役)	2年9カ月 (平成17年7月就任)	取締役会16回開催 うち13回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、主に営業戦略やお客様の信頼の維持・向上のための取組みについて発言を行っております。 岡部正彦氏は、脚注記載の「案件」に関与しておらず、「案件」判明後には、再発防止に関する提言を行うなどその職責を果たしております。
古河潤之助 (監査役)	4年9カ月 (平成15年7月就任)	取締役会16回開催 うち16回出席 監査役会9回開催 うち9回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、監査計画、監査実施状況等について必要な発言を行っております。 古河潤之助氏は、脚注記載の「案件」に関与しておらず、「案件」判明後には、再発防止に関する発言を行うなどその職責を果たしております。
町田 幸雄 (監査役)	1年9カ月 (平成18年7月就任)	取締役会16回開催 うち14回出席 監査役会9回開催 うち9回出席	弁護士としての専門的見地から、主に当社のコンプライアンス体制の構築について発言を行っております。 町田幸雄氏は、脚注記載の「案件」に関与しておらず、「案件」判明後には、再発防止に関する発言を行うなどその職責を果たしております。
丹羽宇一郎 (監査役)	9カ月 (平成19年7月就任)	取締役会12回開催 うち8回出席 監査役会6回開催 うち4回出席	企業経営者としての経験を踏まえ、監査計画、監査実施状況等について必要な発言を行っております。 丹羽宇一郎氏は、平成19年7月に社外監査役に就任しており、脚注記載の「案件」に関与していませんが、就任後は再発防止に関する発言を行うなどその職責を果たしております。

注. 本項において「案件」とは以下の事をいいます。

当社では、平成13年度から平成17年度までにお支払いした保険金・給付金についての再点検を行い、平成19年4月、一部に支払金額が不足していた事案等があることが判明いたしました。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
杉田 力之（取締役）	本契約の締結により、社外取締役および社外監査役は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 300 万円または保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。
坂東真理子（取締役）	
岡部 正彦（取締役）	
古河潤之助（監査役）	
町田 幸雄（監査役）	
丹羽宇一郎（監査役）	

(4) 社外役員に対する報酬等

	保険会社から受けている報酬等
報酬等合計	百万円 38

注 1. 上記の報酬等の額には、平成 19 年 7 月 3 日に退任した社外監査役 1 名ならびに平成 20 年 3 月 30 日に死亡退任した社外取締役 1 名の報酬が含まれております。

2. 上記のほか平成 18 年 7 月 4 日の定時総代会決議に基づき、平成 19 年 7 月 3 日に退任した社外監査役 1 名に対し平成 19 年度に役員退任慰労金を 18 百万円支給しております。

(5) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

(1) 基金拠出額

131,000 百万円

(2) 当年度末基金拠出者数

13 名

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名または名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
株式会社みずほコーポレート銀行	80,000	61.1
株式会社あおぞら銀行	20,000	15.3
株式会社新生銀行	20,000	15.3
伊藤忠商事株式会社	2,000	1.5
日本通運株式会社	2,000	1.5
富士通株式会社	2,000	1.5
古河電気工業株式会社	2,000	1.5
株式会社 A D E K A	500	0.4
日本軽金属株式会社	500	0.4
日本ゼオン株式会社	500	0.4
富士電機ホールディングス株式会社	500	0.4
古河機械金属株式会社	500	0.4
横浜ゴム株式会社	500	0.4

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本監査法人 指定社員 小林 雅和 指定社員 木村 修	77 百万円	非監査業務として、財務報告に係る内部統制の評価等の助言業務を委託し対価を支払っております。

注. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は 90 百万円です。

(2) 責任限定契約

氏名または名称	責任限定契約の内容の概要
新日本監査法人	本契約の締結により、会計監査人は、保険業法第 53 条の 33 第 1 項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、保険業法第 53 条の 36 で準用する会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 当社では、会計監査人が保険業法第 53 条の 9 第 1 項の各号に定める項目に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任とする方針です。
また、会計監査人が職務を適正かつ適切に遂行することが困難と認められる場合には、解任または不再任の議案を総代会に提出する方針です。
- ロ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、当社の重要な子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしている事実はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制やリスク管理体制などの内部統制システムの基本方針を次のとおり策定しております（平成18年5月8日取締役会決定）。

また、当該方針につきまして、平成20年4月1日付にて、「(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制」の整備に係る方針等を追加することとしました（平成20年3月28日取締役会決定）。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「法令、社内規程および社会的規範を遵守すること」、すなわちコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスの企業文化としての定着を図る。

このため、社長を議長とし、経営会議メンバーおよび社外弁護士を構成員とする「コンプライアンス会議」を設置し、コンプライアンスについての協議を行うとともに、事業年度ごとにコンプライアンスの実行計画を策定し、その推進状況を定期的に検証する。

また、全役職員が具体的に遵守すべき規準を制定し、「コンプライアンスマニュアル」等により、全役職員への周知・徹底を図る。

さらに、各所属において所属長をコンプライアンス推進の責任者と位置づけるとともに、コンプライアンスの統括部署が全社のコンプライアンスに関する具体的な取組みを横断的に統括し、各所属のコンプライアンス推進状況の確認や改善指導を行う。

これらに加えて、職員等から不正行為の通報を受け付ける社内相談窓口および弁護士を窓口とする社外相談窓口を設置することとし、通報者に対する不利益処分等は行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程にもとづき、取締役会議事録、経営会議議事録その他取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存し、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、リスク管理体制の整備・強化を図る。

このため、全社的なリスク管理の方針を制定し、当社が管理するリスクを特定したうえで、管理手法や管理体制等を定める。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な対応を行うための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会において、経営計画等の会社経営の基本事項を決定するとともに、定期的に業務執行状況の報告を受けること等を通じて、取締役の職務執行の監督等を行う。

また、経営会議において、取締役会付議事項の立案および取締役会から委任された事項の決定を行い、業務執行上の迅速な意思決定を行う。

取締役会および経営会議付議事項ならびに業務分掌については、「取締役会規則」および「職務権限規程」に明記し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務諸表作成に係る内部統制システムを整備・運用し、評価することにより、財務諸表の記載内容の適正性を担保し、財務報告の信頼性の確保を図る。

(6) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、実質子会社の業務の健全かつ適切な遂行の確保を目的に、当社より非常勤取締役・監査役を派遣し、経営状況等のチェックを行うとともに、定期的に内部監査部門による検証を行う。

また、実質子会社の管理・指導を行う社内規程を定め、健全性の確保等に努める。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査役会に直属する組織として監査役室を設置し、監査役の監査業務を補佐する専属の使用人を置く。当該使用人は、取締役の指揮・監督を受けず、監査役の指揮命令下、その職務を遂行し、監査役に対してその責任を負う。

また、その使用人の人事異動・勤務考課・懲戒処分は、監査役会が指名する監査役の同意を必要とする。

なお、監査役室には若干名の兼務者を配置し、必要あるときは、監査役の補助業務を担当させる。

(8) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役または使用人が、法令に定める事項に加え、経営上重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した場合に、直ちに監査役に報告する体制とする。

また、代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換会を開催し、意思の疎通を図り、その他の取締役も積極的に監査役との意見交換を行う。

なお、円滑かつ実効的な監査活動のために、監査役会と会計監査人、内部監査部門等の連携に配慮する。

7. その他

- ① 平成 19 年 7 月 3 日、第 60 回定時総代会において、取締役には藤田 讓、穴井二三徳、三枝 稔、佐藤美樹、種邑 満、横山 誠、井上義久、隅田正彦、杉田力之、坂東眞理子、岡部正彦の各氏が再任され、新たに豊田元則氏が選任され、それぞれ就任しました。また、監査役には古河潤之助氏が再任され、新たに丹羽宇一郎、石井 晃の両氏が選任され、それぞれ就任しました。
- ② 平成 19 年 7 月 3 日、取締役会決議により、代表取締役に藤田 讓、穴井二三徳の両氏が再選され、それぞれ就任しました。また、社長には藤田 讓氏が再選され、就任しました。
- ③ 平成 19 年 7 月 3 日、監査役会の決議により、常勤の監査役に仁科廣幹、石井 晃の両氏が選定され、それぞれ就任しました。
- ④ 平成 19 年 7 月 4 日、財団法人朝日生命成人病研究所に対し、1 億円を寄付しました。
- ⑤ 本年度末における社員総数は 2,552,679 名、総代数は 149 名です。